



「特許関連出願における連合面接」の実施により、

最短7カ月で専利権取得可能

(知的財産局より2014年8月19日付のニュースに基づく)

2014年9月20日作成

台湾知的財産は、特許出願における審査を加速させるため、続々と多数のプログラムを試行及び推進しており、そのうち「特許関連出願における連合面接」は、産業界、学術界及び個人に対する一連の特許関連出願において関連のある出願について連合面接を行うことで、審査効率と特許品質の向上を図るべく、出願人と審査官との間の技術交流のプラットフォームを提供している。

連合面接の申請要件は、同一出願人で、同一の技術的関連性を有する特許出願(2件以上、10件を超えないことを原則とする)、既に実体審査請求済み且つ早期公開済み、及び智慧局からの審査意見通知書をまだ受けていない特許出願でなければならない。申請後、書類が完備してから1ヶ月以内に連合面接の通知書が送付され、且つ連合面接後3ヶ月以内、又は出願人が連合面接中に指定された期間内に応答、補正を提出してから3ヶ月以内に審査結果が発行される。

連合面接は2012年10月1日より正式に実施されており、2013年5月10日には特許出願案件の適用範囲が拡大された。その最大の利点は早期公開の費用以外、その他の申請費用を別途支払う必要がないことである。実施されてから2014年6月30日までの統計によると、書類を受理してから平均約220日(約7ヶ月)で専利権を獲得することができ、産業界における技術発展及び専利戦略の需要に有利であることから、各業界の方々に大いに利用して頂きたい。

ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。